

# 学童野球 大宮ジュニア規約

## 第一章 総 則

(名 称)

第一条 本学童野球チームを大宮ジュニア（以下 本球団）と称する。

(事務所)

第二条 本球団の事務所は代表宅に置く

京都市北区大宮北山の前町37-4 小田長秀 電話 075-491-7413

(目 的)

第三条 本球団は野球及びスポーツ少年団活動を通して、団員の健全な心身を練成すると共に礼儀を重んじ、協調の精神を養い、併せて野球技術の向上を図ることを目的とし、常に団員は規律を重んじ、練習中、試合中は代表の指示に従わなければならない。

(活動内容)

第四条 本球団は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 学童野球の普及活動
- 2 団員により編成した野球チームの練習及び大会への参加
- 3 学童野球を通しての交流
- 4 指導者の育成
- 5 その他必要に応じて行う行事への参加

(団 員)

第五条 本球団は大宮学区在住の学童であり、保護者の承諾を得たものとする。

(加盟団体)

第六条 本球団は京都軟式野球連盟、上・北支部、北区少年野球振興会及び京都市スポーツ少年団に加入する。

(団 費)

第七条 本球団は団費（3000 円）、寄付金等をもって運営するものとする。ただし、別途行事を行う場合はその都度、実費を徴収することができる。

## 第二章 構成及び運営

(会 議)

第八条 各種会議を、次のとおり区分し開催する。

- 1 総会は、本球団の最高決議機関であって年一回に開催する。  
総会は役員、保護者で構成する。
- 2 役員会は月一回開催する定例会のほか、必要に応じて臨時会を開催する。

(役員及び任期)

第九条 本球団に次の役員を置く。なお兼務を妨げないものとする。

- 1 代 表 1名（本球団を代表し、統括管理を行うとともに役員を選出権を有する。）
- 2 監 督 若干名（担当チームの総合指導を行いチームの管理をする。）

- 3 コーチ 若干名（監督の補佐及び技術指導を主たる任務とし監督不在の場合は監督の任務を行う。）
  - 4 会計 1名（本球団の会計を行う。）
  - 5 監事 1名（本球団の会計を監査する。役員以外の保護者から選出する。）
  - 6 保護者 若干名（A, B, Jチームの代表1名）
- 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

（相談役及び顧問）

第十条 本球団に相談役及び顧問を置くことができる。

相談役及び顧問は、役員会に於いて協議の上、代表が委嘱する。

（指導員）

第十一条 本球団の目的の賛同し、学童への熱意と奉仕の精神を持ち、かつ役員会の承認を得た人をもって指導員とする。

### 第三章 会計

（予算）

第十二条 本球団の予算は、役員会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

（決算）

第十三条 本球団の決算は、役員会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

（会計年度）

第十四条 本球団の会計年度は2月1日に始まり翌年1月31日をもって終了する。

### 第四章 補則

（傷害保険）

第十五条 本球団は入団と同時にスポーツ安全協会傷害保険に加入する。

（免責）

第十六条 団員が練習、試合、その他の行事の実施中並びにその場所への移動中に発生した不測の事故については、本球団は応急処置を講ずるが、その他は個人の負担とし本球団は責任を負わない。

また、内臓疾患・呼吸器障害・虚弱体質その他、健康面・体力面が正常でなく団員の活動遂行にあたって事故を予測される団員は、保護者がこれを予知し直ちに退部または休部させること。

これを怠って生じた事故は直接間接を問わず本球団は責任を負わない。

（規約の改正）

第十七条 本球団の規約は、役員会の議を経て、総会における出席者の2分の1以上の同意を得れば改正することができる。

（細則）

第十八条 本球団の規約に定めるほか必要な事項は、役員会の議を経て代表が別に定める。